

# 都市計画 マスター プラン

# ニュース スター

第4号  
1998年2月24日発行

第2回『都市計画マスタープラン勉強会』が  
去る1月29日(木)午後6時より、かでの2・7  
で開催されました!(出席者:34名)

第2回の勉強会は、情報提供編でした。本号では、  
当日の説明内容を中心にお伝えします。

## 1 今回のテーマは “都市計画の流れを知ろう”～情報提供を中心に～

昨年12月に行われた第1回勉強会では、まちづくりに関わる様々な分野からの  
意見等が200以上も出されました。そこで、2回目以降の勉強会では、これらの意  
見等を尊重しつつ、また都市計画マスタープラン(以下『都市マス』)へとつなげ  
ていく筋道を意識しながら、考えを深めていくことが有意義であると考えました。

そのため、今回の2回目の勉強会では、都市マスが規定されている「都市計  
画法」、「札幌の都市計画の内容」、「都市マスの考え方の流れ(議論を深める筋  
道)」などの説明を行いました。

## 2 前回の勉強会で出された 〔質問・疑問〕にお答えします

今年度の勉強会の位置づけと目的について、もう一度説明しました。

### 勉強会の位置づけ

今年度は「勉強会」であり、この場で都市マスの案をつくるわけではありませ  
ん。しかし、来年度、この場で出された意見等を踏まえて都市マスのタキ台を作  
った時に、再度市民の皆さんと話し合いたいと考えています。

### 勉強会の目的

「情報提供」と「論点の確認」であると前回説明しました。このうち論点の確  
認というのは、都市マスの内容をここで決めるのではなく、都市計画の課題とし  
て重要視すべき点は何かを見つけないということです。

### プログラム

1 本日のプログラムの説明

2 前回の勉強会で出された  
【質問・疑問】にお答えします

その1【しくみ】編  
3 「都市計画法」について知ろう  
4 まちづくりの流れをみてみよう



その2【内容】編  
5 これまでの札幌の都市計画を  
ふりかえろう  
6 長総のポイントと今後の方向性  
を知ろう

次回の勉強会に向けて  
7 前回出された意見・提案を都市  
マスの観点から考えてみよう  
8 まとめと次回の勉強会に向けて



### 3 「都市計画法」について知ろう

#### 都市計画法の目的と理念

都市計画法の目的(法第1条)は、「都市の健全な発展と秩序ある整備」を図ることにより、「国土の均衡ある発展」と「公共の福祉の増進」に寄与することとされています。

また、基本理念(法第2条)としては、「農林漁業との健全な調和」を図りつつ、「健康で文化的な都市生活」と「機能的な都市活動」を確保するために、「適正な制限」をもって「土地の合理的な利用」を図るべきであるとしています。すなわち、市民の生活と経済活動の双方の目的を確保するために、土地の利用について適正な制限をかけていこうというものです。

#### 都市計画の決定手続

都市計画を定める場合、まず行政が案をつくり、住民に公開(案の縦覧)し、都市計画地方審議会の議を経て決定され、周知されることとなります。

なお、案を作成する際には必要に応じて公聴会などを開催することができ、また、案の縦覧期間中は、その案に対して意見書を提出することができることとされており、住民の方々の意見を反映する場が設定されています。

#### 都市計画の内容

都市計画の内容は大きくは次の3つに区分されます。

土地利用に関する計画 = 土地の利用区分を決めるもので、区分に応じて必要な規制が行われます。

例えば、市街化区域や市街化調整区域、用途地域などがあります。

都市施設の整備に関する計画 = 都市生活や都市活動に必要な施設を定めるものです。

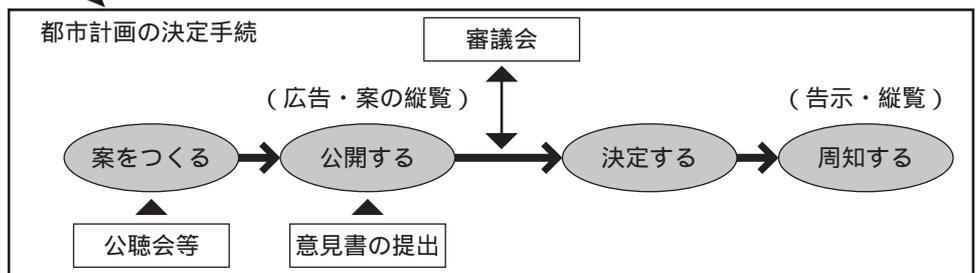
例えば、道路や公園、下水道などがあります。

市街地開発事業に関する計画 = 一定の区域を市街地として総合的に整備・開発する事業を定めるものです。

例えば、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

このように都市計画は、市民の生活や活動のために必要な土地利用の規制を行ったり、都市全体の総合的観点から必要な施設(道路、公園など)を位置づけていくものです。

なお、都市計画では、それぞれの「種類(名称)」、「位置」、「区域」などを定めることとされており、施設等の詳細部までを決定するものではありません。



#### 都市計画マスタープラン

都市マスは、具体的な都市計画を定めるものではなく、都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が定める都市計画は都市マスに即して運用されます。都市マスは市町村の基本構想等の上位計画に即し、あらかじめ住民の意見を聞いて定めることとされており、策定後の公表も義務づけられています。

都市マスの内容としては、国の通達で一般的な構成が示されており、「目指すべき都市像」、「実現のための主要課題」、「課題に対応した整備方針」などを明らかにするとともに、必要に応じて図面により表示することが求められています。

「都市計画」という言葉は、「都市づくりに関わる計画全般」という意味でも使われますが、ここでは都市計画法に定められた「都市計画」という狭い意味で使っています(この狭い意味での都市計画を区別して「法定都市計画」と言うこともあります)。

なお、「まちづくり」という言葉は、「都市計画」だけではなく、事業の実施や維持管理、さらには教育や福祉などの様々な分野を含んだ、広い意味で使われることが一般的です。

## 4

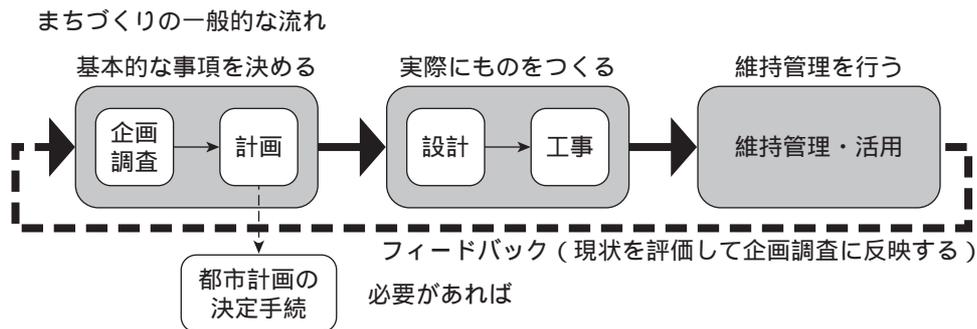
## まちづくりの流れをみてみよう

今まで説明した都市計画は、都市計画法に規定された限定的なものであり、それだけでは実際のまちづくりは進みません。ここでは、広い意味での「まちづくり」全体の流れを説明しました。

まちづくり(例えば道路や公園づくり)は、おおまかに、「企画調査・計画」「設計・工事」「維持管理」の三段階で進みます(図参照)。ここで、都市計画が対象としているのは最初の計画の段階です。この段階で、必要なものについて、所定の手続を経て都市計画に定めることになります。

次に、具体的にものをつくるのが、設計・工事の段階です。一般的には、この設計の段階で、住民説明会などにより事業の内容が周知されています。

事業を終えたあとは、維持管理を行っていくことで一区切りとなります。なお、その現状を評価し、再び企画調査に反映していく(フィードバックする)という流れが、現在ますます重要になってきています。



## その2【内容】編

## 5

## これまでの札幌の都市計画をふりかえろう

札幌の計画的なまちづくりは、明治初めに現在の都心部を開拓してからが始まりですが、都市計画としては昭和2年の都市計画区域の決定が最初で、続いて昭和8年に用途地域を決定し、昭和11年に都市計画道路60路線・247kmを決定しました。

その後、戦後の人口増加、市街地の膨張、周辺市町村との合併等に対応するため、その時代ごとに都市計画の見直しが行われ、都市計画は都市の骨格づくりに大きな役割を果たしてきました。

昭和45年には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域を定め、さらに札幌市住区整備基本計画という札幌市独自の制度を創設し、学校・公園・道路を適正に配置しつつ、各種都市計画等を進めてきました。

また、良好な居住環境の形成又は保全のため、区域の特性に応じた合理的な土地利用が行われることを目的として、昭和58年に地区計画をもみじ台団地に初めて適用し、現在80地区に地区計画が策定されています。

ある程度都市の骨格が形成され、市街地が整備されつつある現在、ゆとりや豊かさなど質的向上を重視した住環境等が求められており、都市計画やまちづくりの推進にあたっては、きめ細かい調整を図りつつ、総合性及び一体性を確保することが必要となっています。

## 6

## 札幌市長期総合計画(長総)のポイントと今後の方向性を知ろう

現行の第3次長総の基本方針は、都市空間の分野では、「自然緑地の保全・活用と緑に囲まれた市街地の形成」、「国際都市にふさわしい高次な都市機能と風格ある魅力的な都市空間の創出」、「副都心・地域中心核への機能の集積や魅力の向上」、「都心周辺及び地下鉄沿線等における空間の高度利用の促進」などとし、交通の分野においては、「道路網と大量公共交通機関を有機的に結ぶ総合的な交通体系の確立」、「広域交通基盤整備の促進」などとしています。

また、現在策定中の第4次長総では、とくに次の2点を重視していく方向にあります。

「市民が主体となったまちづくり」

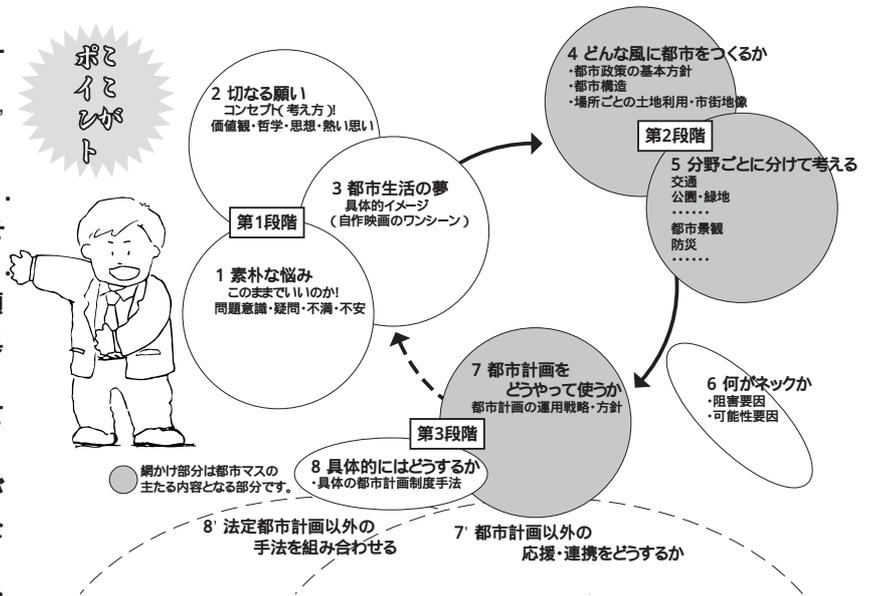
「環境と調和した活力と創造性に富んだまちづくり」

7

自分の望むまちづくりを都市マスの的に考えてみる!

前回(第1回勉強会)参加者から出された200以上もの意見・提案を、次回(第3回勉強会)以降さらに掘り下げ、展開していくために、ひとつの考え方(都市マスの思考回路)を参考として紹介しました。

大きくは次の三つの段階に分けて考え方を展開してみたいかがでしょうか。  
**第1段階**=自分の望むまちづくりの“心”の部分掘り下げて考えてみましょう。最初は「このままでいいの?!」といふ1. 素朴な悩みから始まると思います。その問題意識の根っこには、どんな(2. 切なる願い)があるのか、また、その願いを込めた(3. 都市生活の夢)とは具体的にどんなイメージなのでしょう。例えば、自作映画のワンシーンを描いてみるとわかりやすいと思います。  
**第2段階**=これらの“心”がひとりよがりでは計画になりません。都市・地域全体として(4. どんな風に都市をつくるか)また行政施策につながる(5. 分野ごとに)総合的に考えていく必要があります。  
**第3段階**=以上の目標(像)を実現していくにあたって、(6. 何がネックか)を分析し、道具としての(7. 都市計画をどうやって使うか)を検討します。そして最後に(8. 具体的にはどうするか)となります。実際のまちづくりでは都市計画法に位置づけられた施策だけでは限界があるので、他の多くの施策と連携して進めていくことが求められます。  
 都市マスの内容としては、上記(4・5・7)が中心となりますが、この内容を考えていくためには、最初の“心”の部分掘り下げとなる第1段階の(1・2・3)がとても重要です。



8

次回の予定(2月24日(火))  
 テーマ:“もう少し深く知ろう”~グループディスカッションを中心に~

今回説明した「都市計画」およびその関連事項、そして上記「都市マスの的に考えてみる!」(議論を深める筋道)を意識して、1回目が出された意見等をさらに掘り下げて議論していく予定です。

次回も1回目と同様にグループディスカッションを行います。その際、グループごとに話の切り口としていくつかのテーマ(高齢化・福祉、自然・公園、交通・道路、住宅・住環境など)を設定したいと考えています。

メイリングリストへの登録は現在でも受け付けています!  
 このレターは、登録者へは直接郵送しています。まだ登録されていない方は、どうぞ登録ください。  
 詳細:パンフレット「21世紀の魅力ある街づくりをめざして。」

ご意見募集:都市計画マスタープラン勉強会に対するご意見・ご要望などは、郵送かファクスで下記までお寄せください。  
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
 札幌市企画調整局計画部都市計画課土地利用係  
 電話 011-211-2506 ファクス 011-218-5113

